

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	1 頁
	三重県教育財産規則の一部を改正する規則	学 校 施 設 室	5 頁
告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の新調	教 育 総 務 室	5 頁
	三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示	教 育 総 務 室	6 頁
	三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示	予 算 経 理 室	6 頁
	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定	人 材 政 策 室	7 頁
訓 令	三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 室	8 頁
	三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 室	8 頁
	三重県教育委員会鍵情報等管理要項の一部を改正する訓令	教 育 総 務 室	8 頁
	支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の 一部を改正する訓令	予 算 経 理 室	9 頁
	県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	9 頁
	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	10 頁
	三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 室	19 頁
	県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 室	20 頁
	三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 室	20 頁
	三重県教育委員会事務局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 室	20 頁
	三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 室	21 頁
公 告	公立幼稚園の設置届の受理	学 校 施 設 室	21 頁
お知らせ	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	22 頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則	福 利 ・ 給 与 室	22 頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則	福 利 ・ 給 与 室	23 頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則	福 利 ・ 給 与 室	23 頁
	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	福 利 ・ 給 与 室	24 頁
	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	予 算 経 理 室	24 頁

規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を「1」に公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県教育委員会委員長 中 保 健 一

三重県教育委員会規則第五号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の「1」部分を次のものに改正する。

第四条中「室」を「課」に改める。

第四条の二（派出しを含む。）中「フロシエクト」を「フロシエクトラー」に改める。

第四条の三中「室」を「課及びフロシエクトラー」に改める。

第五条第一号中「経営企画」を「企画総務」に改め、同条第二号中「学校施設及び職員」を「教職員及び施設」に改め、同条第三号中「学校教育」を「学習支援」に改め、同条第四号中「社会教育及びスポーツ」を「育成支援及び社会教育」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 前条第一号に定める企画総務に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 教育委員会に関すること。
- 二 教育行政の総合企画及び調整に関すること。
- 三 みえ政策評価システムに関すること。
- 四 広聴及び広報に関すること。
- 五 教育行政に関する相談事務に関すること。
- 六 法規文書及び諸議案の審査等に関すること。
- 七 教育委員会の情報業務の推進及び調整に関すること。
- 八 教育委員会の防災及び危機管理に関すること。
- 九 教育に係る表彰及び式典に関すること。
- 十 教育委員会の公印に関すること。
- 十一 教育委員会関係の特例民法法人の許認可及び監督に関すること。
- 十二 教育委員会関係の公益社団法人及び公益財団法人の監督等に関すること。
- 十三 教育改革に関すること。
- 十四 県立学校の入学定員に関すること。
- 十五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十条の規定による公立の専修学校の設置廃止等及び同法第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による公立の各種学校の設置廃止等の認可に関すること。
- 十六 三重県教育改革推進会議に関すること。
- 十七 教育委員会の所管に係る予算に関すること。
- 十八 教育委員会の経理及び決算に関すること。
- 十九 奨学金に関すること。

第七条を次のように改める。

第七条 第五条第二号に定める教職員及び施設に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 学校の組織及び教職員定数に関すること。
- 二 事務局及び教育機関の組織及び職員定数に関すること。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）
- 三 職員の任免、分限、懲戒、公務災害、服務、勤務条件、人事記録その他の人事に関すること。
- 四 教員の養成に関すること。
- 五 人材政策に関する情報システムの最適化に関すること。
- 六 職員の人材開発に関すること。
- 七 職員の争訟に関すること。
- 八 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する事務の処理に関すること。
- 九 三重県教育職員特別免許状授与審査委員に関すること。
- 十 職員の給与に関すること。
- 十一 職員の福利厚生に関すること。
- 十二 県立学校の教職員の安全及び衛生に関すること。
- 十三 教職員の恩給（退職料等を含む。）に関すること。
- 十四 公立学校共済組合に関すること。
- 十五 三重県公立学校職員互助会（三重県退職教職員互助会を含む。）に関すること。
- 十六 県立学校の施設整備に関すること。
- 十七 教育財産の維持管理に関すること。（県立学校に関するものに限る。）
- 十八 市町等立学校施設整備の助成及び技術指導に関すること。
- 十九 学校教育法第四条及び同法第四条の二の規定による公立学校の設置廃止等の認可及び届出に関すること。
- 二十 法第四十八条の規定による市町に対する一般的事項の指導、助言又は援助に関すること。

第八条を次のように改める。

第八条 第五条第三号に定める学習支援に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 学校教育（小中学校、県立高等学校、県立特別支援学校）に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。

- 二 県立学校の入学者選抜に関する事。
 - 三 教科用図書の新採及び無償給与に関する事。
 - 四 幼児、児童及び生徒の就学についての指導及び助言に関する事。
 - 五 三重県地方産業教育審議会、三重県教科用図書選定審議会及び三重県障害児就学指導委員会に関する事。
- 第九條を次のように改める。

第九條 第五條第四号に定める育成支援及び社会教育に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 生徒指導に関する事。
- 二 人権教育の推進に関する事。
- 三 学校等への人権教育に関する専門的事項の指導及び助言に関する事。
- 四 人権教育の専門的な調査研究、情報提供及び相談に関する事。
- 五 学校教育における体育に関する専門的事項の指導及び助言に関する事。
- 六 健康教育に関する事。
- 七 社会教育の振興に関する事。
- 八 社会教育に関する専門的事項の指導及び助言に関する事。
- 九 社会教育主事等人材の養成及び研修に関する事。
- 十 高等学校卒業程度認定試験に関する事。
- 十一 社会教育施設等の充実に及び運営改革に関する事。
- 十二 社会教育及び学校教育における体育に係る諸団体の指導及び援助に関する事。
- 十三 文化財の保存及び活用に関する事。
- 十四 世界遺産の保存及び活用に関する事。
- 十五 三重県社会教育委員の会議、三重県立図書館協議会、三重県立美術館協議会、三重県文化財保護審議会、三重県天然記念物日本鶏審査会及び三重県天然記念物紀州犬審査会に関する事。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）
- 十六 生涯学習センター、鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家に関する事。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）
- 十七 図書館、博物館、斎宮歴史博物館、美術館及び埋蔵文化財センターに関する事。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）

第十條を次のように改める。

第十條 第五條第五号に定める教職員研修に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 教職員研修の基本方針の策定及び事業の企画調整に関する事。
- 二 教育課題の調査研究に関する事。
- 三 自主的研修及び研究への支援に関する事。
- 四 派遣研修に関する事。
- 五 学校経営品質向上活動に係る研修に関する事。
- 六 教育相談及び学校カウンセリング支援に関する事。
- 七 初任者、経験者及び管理職等の研修に関する事。
- 八 乳幼児教育関係の研修に関する事。
- 九 教科、領域及び教育課題等の研修に関する事。
- 十 教育実践支援に関する事。
- 十一 情報教育の研修に関する事。
- 十二 教育情報提供サービスに関する事。

第十三條中「室」を「課及びプロジェクトチーム」に、「室の室長」を「課の課長及び担当課長」に改める。

第十七條第一項第一号中「事務局の事務の統括について」を削り、「代理する」の下に「。また、上司の命を受けて、第五條に定める本庁の分掌事務のうち、一の事務を掌理し、部下職員を指揮監督することができる」を加え、同項第二号中「総括室長」を「次長」に改め、同項第三号中「室長」を「課長」に、「室」を「課」に改め、同項第四号中「推進監」を「担当課長」に、「プロジェクト」を「プロジェクトチーム」に改め、同項第五号中「副室長」を「副課長」に、「室長又は推進監」を「課長又は担当課長」に改め、同条第二項中「副室長」を「副課長」に改める。

第十九條第一項の表中理事の項を削り、同表総括地域調整・人事監の項中「総括地域調整・人事監」を「総括市町教育支援・人事監」に改め、同表地域調整・人事監の項中「地域調整・人事監」を「市町教育支援・人事監」に改め、同表情報・危機管理特命監の項中「情報・危機管理特命監」を「学校防災推進監」に、「情報業務及び防災・危機管理」を「学校の防災・危機管理」に改め、同表特別支援学校整備特命監の項中「特別支援学校整備

特命監」を「特別支援学校整備推進監」に改め、**職員地域特別支援学校開校準備特命監**の項を削り、同表**人権教育特命監**の項中「**人権教育特命監**」を「**人権教育監**」に改め、**社会教育推進特命監**の項を削り、同表**学校防災推進監**の項の次に次のように加える。

教育改善推進監	本庁に限る。	上司の命を受けて、教育改革に関する事務を処理する。
---------	--------	---------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(三重県教育委員会会議規則の一部改正)
- 2 三重県教育委員会会議規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「総括室長及び当該議事に関する事務を担当する室長」を「副教育長及び次長並びに当該議事に関する事務を担当する課長」に改める。
(三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正)
- 3 三重県教育委員会教育長事務専決規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表事務局の項中「理事」を削り、「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「推進監」を「担当課長」に、「総括地域調整・人事監」を「総括市町教育支援・人事監」に、「地域調整・人事監」を「市町教育支援・人事監」に、「情報・危機管理特命監」を「学校防災推進監」に改め、「学校防災推進監」の下に「教育改革推進監」を加え、「特別支援学校整備特命監」を「特別支援学校整備推進監」に改め、「職員地域特別支援学校開校準備特命監」を削り、「人権教育特命監」を「人権教育監」に改め、「社会教育推進特命監」を削る。
同表埋蔵文化財センターの項中「所長」の下に「副参事」を加え、同表博物館の項中「副館長」の下に「副参事」を加え、同表図書館の項中「専門監」の下に「副参事」を加え、同表高等学校の項中「校長」の下に「准校長」を加える。
(三重県教育委員会公印規則の一部改正)
- 4 三重県教育委員会公印規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第三条中「室(プロジェクトを含む。以下同じ。)」を「課(プロジェクトチームを含む。以下同じ。)」に改める。
別表(第二条・第三条関係)中「室」を「課」に、「研修分野」を「研修企画・支援課及び研修指導課」に改める。
(三重県教科用図書選定審議会規則の一部改正)
- 5 三重県教科用図書選定審議会規則(昭和三十九年三重県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第六条中「室」を「課」に改める。
(教育職員免許状に関する規則の一部改正)
- 6 教育職員免許状に関する規則(昭和三十九年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第二十四号様式(第二十九条関係)中「人材政策室」を「教職員課」に改める。
(教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部改正)
- 7 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則(平成八年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。
第六条中「生活・文化部で情報公開を担当する室の室長」を「戦略企画部で情報公開を担当する課の課長」に改める。
(知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部改正)
- 8 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則(平成二十年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第二条中「生活・文化部長」を「環境生活部長」に改める。
第三条中「室の室長」を「課の課長」に、「室の副室長」を「課の副課長」に改める。
(三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 9 三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則(平成二十年三重県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「三重県営総合競技場条例（昭和四十三年三重県条例第三十七号）第六条の二第六項、三重県営松阪野球場条例（昭和五十年三重県条例第三十号）第五条の二第六項、三重県営ライフル射撃場条例（昭和五十一年三重県条例第六号）第五条の二第六項」及び「三重県営鈴鹿スポーツカーテン条例（平成四年三重県条例第三十二号）第六条の二第六項」を削る。

第五条中「三重県営総合競技場条例第五条、三重県営松阪野球場条例第四条、三重県営ライフル射撃場条例第四条」及び「三重県営鈴鹿スポーツカーテン条例第五条」を削る。

三重県教育財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健

三重県教育委員会規則第六号

三重県教育財産規則の一部を改正する規則

三重県教育財産規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則中「室等」を「課等」に改める。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、一般競争入札に付する場合は、この限りでない。

第二十四条中「教育財産の使用を許可した」の下に「とき、又は貸し付けたときは、その」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第10号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成24年3月30日

三重県教育委員会

第1

- 1 公 印 名 三重県立くわな特別支援学校長印
- 2 寸 法 方23ミリメートル
- 3 印 影

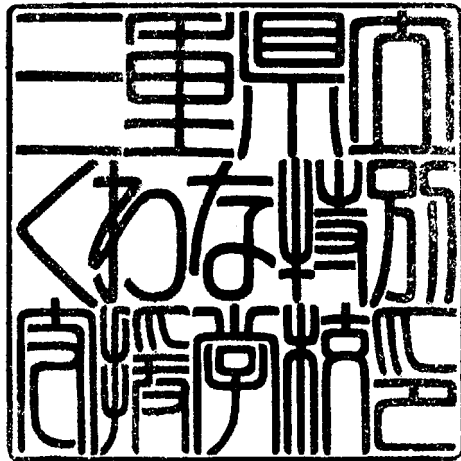


- 4 使用範囲 公文書用
- 5 使用開始日 平成24年4月1日

第2

- 1 公 印 名 三重県立くわな特別支援学校印
- 2 寸 法 方60ミリメートル

3 印 影



- 4 使用範囲 卒業証書用
5 使用開始日 平成24年 4月 1日

第3

- 1 公 印 名 三重県立くわな特別支援学校出納員印
2 寸 法 方21ミリメートル
3 印 影



- 4 使用範囲 出納事務用
5 使用開始日 平成24年 4月 1日

三重県教育委員会告示第11号

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。

平成24年 3月30日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱（昭和25年教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「各室長（）」を「各課長（）」に、「室長を」を「課長を」に改め、「及び各推進監（同項に定める推進監をいう。以下同じ。）（以下「各室長等」という。）」を削り、同条第2項、第3項中「各室長等」を「各課長」に改める。

第2条第1項中「室長又は推進監（以下「関係室長等」という。）」を「課長」に改め、同条第2項及び第3項中「関係室長等」を「関係課長」に改め、同条第4項及び第5項中「各室長等」を「各課長」に改める。

附 則

この告示は、平成24年 4月 1日から施行する。

三重県教育委員会告示第12号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成24年 3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱（平成15年三重県教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第13号様式中「予算経理室」を「予算経理課」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第13号

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第27条第1項の規定により、本人が口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

試験等の名称	開 示 を す る 内 容	期 間	場 所
県立高等学校入学者選抜	前期選抜及び特別選抜については、 1 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 2 面接、「自己表現」、作文、小論文、学力検査、総合問題、実技検査の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格内定通知日から起算して1週間	受検した高等学校
	後期選抜については、 1 学力検査の各教科別の得点及び実技検査の得点 2 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 3 面接、「自己表現」、作文の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格発表日の翌日から起算して1週間	受検した高等学校
三重県立学校長採用選考試験	第1次選考試験の不合格者に第1次選考試験の4段階に区分した総合判定結果 第2次選考試験の不合格者に第1次選考試験及び第2次選考試験の4段階に区分した総合判定結果	1次、2次選考各合格発表の日から起算して1年間	情報公開・個人情報総合窓口 (三重県栄町庁舎)
採用選考事前考査 (教育委員会が実施するものに限る。)	試験項目ごとの得点及び判定	合否通知発送日から起算して1年間	教育委員会事務局 教職員課
三重県立学校現業職員採用選考試験	試験項目ごとの得点及び判定	合否通知発送日から起算して1年間	教育委員会事務局 教職員課

附 則

- この告示は、告示日以降に実施する試験等から適用し、告示日以前に実施した試験等については、なお従前の例による。
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定（平成22年三重県教育委員会告示第31号）は、廃止する。

訓 令

教委訓第2号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公報配布規程（昭和39年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

一 局内各課

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第3号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公印取扱規程（昭和39年教委訓第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「室の室長（プロジェクトの推進監を含む。）」を「課の課長（プロジェクトチームの担当課長を含む。）」に、「室長等」を「課長等」に改める。

第3条の見出し中「主管室」を「主管課」に改め、同条第1項中「主管室」を「主管課」に、「教育委員会事務局教育総務室」を「教育委員会事務局教育総務課」に改め、同条第2項中「教育委員会事務局教育総務室長（以下「教育総務室長」という。）」を「教育委員会事務局教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）」に改め、同条第3項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に、「室長等」を「課長等」に改める。

第4条第1項中「室長等」を「課長等」に改め、同条第2項中「室長等」を「課長等」に、「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条第3項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条第4項中「室長等」を「課長等」に、「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条第5項中「室長等」を「課長等」に改める。

第6条第3項及び第4項並びに第7条中「室長等」を「課長等」に改める。

第8条中「室長等」を「課長等」に、「教育総務室長」を「教育総務課長」に改める。

第1号様式中「室」を「課」に改める。

第2号様式中「室長等」を「課長等」に改める。

第3号様式から第5号までの様式中、「教育総務室長」を「教育総務課長」に、「室長等」を「課長等」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第4号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「本庁室」を「本庁課」に改め、「室」を「課」に改め、「プロジェクト」を「プロジェクトチーム」に改める。

第5条中「三重県教育委員会事務局教育総務室」を「三重県教育委員会事務局教育総務課」に、「同室長」を「同課長」に改める。

第6条第1項中「本庁室」を「本庁課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第5号

各県立学校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「室」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第6号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「人材政策室長」を「教職員課長」に、「室長」を「課長」に改め、同条第3項中「室長」を「課長」に改める。

第9条第3項を次のように改める。

3 囑託舎監には次の各号に掲げるもののほかに有給休暇も認めない。なお、有給休暇の取扱い及び手続は、本要綱に定めるもののほか、一般職の常勤職員の例によるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第7条に定める公民権を行使する場合において必要と認める期間
- (2) 法第39条に定める年次有給休暇
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、囑託舎監が勤務しないことが相当であると認められる場合において必要と認める期間
イ 囑託舎監の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該囑託舎監がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
ロ 囑託舎監及び当該囑託舎監と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該囑託舎監以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合において必要と認める期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において必要と認める期間

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式)

任 用 通 知 書

名 前	
職 名	囑託舎監
勤務学校名	
給 料	基本額 月額 円 加算額 勤務1回につき 円 (5時間未満の勤務の場合 円) 及び通勤手当相当額を支給する
任用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (ただし、勤務すべき日は校長が別に定める。)
休 暇	有給休暇 1 公民権行使 2 年次有給休暇 3 災害による現住居の滅失又は損壊 4 災害による出勤困難 5 退勤途上の危険回避
	無給休暇 1 産前産後休暇 2 育児時間 3 生理休暇 4 介護休暇 (特定の職に引き続き在職した期間が1年以上である者等に限る。)
その他の任用条件	任用期間が満了の際は、別に発令することなく退職する。

上記のとおり任用が決定されたから通知する。

平成 年 月 日

三重県教育委員会 印

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第7号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程 (平成8年教委訓第4号) の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

- (9) 次長 組織規則第17条第1号に規定する副教育長、同条第2号に規定する次長及び組織規則第19条第1項に規定する監のうちあらかじめ定められた者をいう。

同条第10号中「室長」を「課長」に、「推進監」を「担当課長」に、「総括地域調整・人事監及び特命監」を「総括市町教育支援・人事監及び監」に改め、同条第11号中「地域調整・人事監」を「市町教育支援・人事監」に改め、同条第12号中「副室長」を「副課長」に改め、同条第14号中「課長 組織規則」を「地域機関の課長 組織規則」に改める。

第3条中「総括室長、室長、地域調整・人事監及び副室長」を「次長、課長、市町教育支援・人事監及び副課長」に改める。

第5条中「総括室長、室長、所長、地域調整・人事監、副室長、課長」を「次長、課長、所長、市町教育支援・人事監、副課長、地域機関の課長」に改める。

第7条中「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「特命監」を「監」に、「地域調整・人事監」を「市町教育支援・人事監」に、「副室長」を「副課長」に改める。

第12条第1項中「室」を「課」に、「室長、地域調整・人事監及び副室長」を「課長、市町教育支援・人事監及び副課長」に改める。

別表第1共通決裁事項 (1) 一般事務の表中「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「副室長」を「副課長」に改め、同表第1項第3号中「室」を「本庁の課」に、同項第6号中「課」を「地域機関の課」に改め、同表第8項中「室」を「課」に改め、同表第12項第1号中「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に改め、同表第14項中「条例第12条」を「条例第11条及び第12条」に改め、同表第18項第9号中「法第22条第3項」を「法第22条第5項」に改め、同表第20項中「教育関係諸団体等に関する事務」を削り、同表第18項第35号を次のように改める。

35	法第46条の規定による送付及び通知													
----	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1共通決裁事項 (1) 一般事務の表第23項を次のように改める。

23	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第1項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を委任された場合の事務	1	法第6条の規定による交付の決定												
		2	法第7条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による承認												
		3	法第7条第1項第5号の規定による指示												
		4	法第8条の規定による決定の通知（法第10条第4項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）												
		5	法第10条の規定による決定の取消し及び変更												
		6	法第12条の規定による状況報告の受理												
		7	法第13条の規定による遂行等の命令												
		8	法第14条の規定による実績報告の受理（法第16条第2項において準用する場合を含む。）												
		9	法第15条の規定による補助金等の額の確定等												
		10	法第16条の規定による命令												
		11	法第17条の規定による決定の取消し												
		12	法第18条の規定による返還命令等												
		13	法第19条第3項の規定による免除												
		14	法第20条の規定による一時停止												
		15	法第22条の規定による承認												
		16	法第23条の規定による立入検査等												

別表第1 共通決裁事項 (2) 支出負担行為に関する事務の表中「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「副室長」を「副課長」に改める。

別表第1 共通決裁事項 (3) 財産に関する事務の表中「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「副室長」を「副課長」に改める。

別表第2 個別決裁事項 (1) 経営企画に関する事務の表中「経営企画」を「企画総務」に、「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「副室長」を「副課長」に改める。

別表第2 個別決裁事項 (2) 学校施設及び職員に関する事務の表中「学校施設及び職員」を「教職員及び施設」に、「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「地域調整・人事監」を「市町教育支援・人事監」に、「副室長」を「副課長」に改め、同表第4項第2号中「条例第17条の3」を「条例第17条の10」に改め、同表第26項第4号を削る。

別表第2 個別決裁事項 (3) 学校教育に関する事務の表を次のように改める。

「

(3) 学習支援に関する事務

区分	事務の種類	事項	決裁区分						地域機関の名称
			教育長	専決者				受任者	
				本庁		地域機関			
				次長	課長	副課長	所長 (課長及び所次長 に限定する) (博物館に限る)		
1	三重県立学校の管理運営に関する規則(平成13年三重県教育委員会規則第8号)の施行に関する事務	1 規則第7条第2項の規定による定時制課程及び専攻科の休業日の承認							
		2 規則第8条の規定による臨時休業の報告							
		3 規則第100条の規定による生徒在籍報告							
2	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与要綱(昭和49年教育長決裁)に関する事務	1 要綱第15条の規定による返還猶予の決定							
3	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例(昭和53年三重県条例第2号)に関する事務	条例第3条の規定による返還債務の免除の決定							
4	指導主事等の派遣に関する事務	1 指導主事の派遣に係るもの							
		2 外国語指導助手(A L T)の派遣等に係るもの							
		3 学校訪問の依頼に係るもの							

5	三重県立学校の管理運営に関する規則(平成13年三重県教育委員会規則第8号)の施行に関する事務	1 規則第13条の規定による教科書の採択																			
6	学校教育法施行細則(昭和52年三重県教育委員会規則第6号)に関する事務	1 細則第3条の規定による視覚障害者等についての通知																			
		2 細則第5条の規定による区域外就学等の届出																			
7	県有リフト付きバスの運行に関する事務	県有リフト付きバスの運行実施の承認																			
8	教科用図書に関する事務	1 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条第1項の規定による教科書展示会の開催																			
		2 法第7条の規定による教科書需要集計の報告																			
		3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第4条の規定による受領冊数集計の報告																			
		4 文部科学省教科用図書検定調査審議会調査員の推薦																			
9	県立高等学校入学者選抜に関する事務	1 入学者選抜実施要項の決定																			
		2 学力検査問題作成委員の決定																			
		3 学力検査問題の決定																			
		4 三重県立高等学校通学区域に関する規則(昭和33年三重県教育委員会規則第13号)第4条及び第5条の規定による県外居住者及び学区外志願者の許可																			
		5 評定分布表の届け出																			
		6 入学者選抜実施方針の決定																			

別表第2 個別決裁事項 (4) 社会教育及びスポーツに関する事務の表を次のように改める。

「

(4) 育成支援及び社会教育に関する事務

区分	事務の種類	事項	決裁区分						地域機関の名称
			教育長	専決者				受任者	
				本庁		地域機関			
				次長	課長	副課長	所長 (課長及び所次長 に限定する) (博物館に限る)		
1	社会教育法（昭和24年法律第207号）の施行に関する事務	1 法第8条の規定による資料提供等の協力依頼							
		2 法第9条の4第4号の規定による社会教育主事の認定							
		3 法第9条の6及び第28条の2の規定による研修の実施							
		4 法第40条の規定による公民館事業の停止又は勧告							
		5 法第48条の規定による社会教育講座の開設							
2	三重県社会教育主事派遣に関する規則（昭和49年三重県教育委員会規則第1号）の施行に関する事務	1 規則第2条の規定による派遣の決定							
		2 規則第6条第2項の規定による派遣期間の延長又は短縮の決定							
		3 規則第10条の規定による協定の締結							
3	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の施行に関する事務	1 法第182条の規定による文化財の保護に関する事務							
		(1) 三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第4項、第6条第2項、第6条第4項、第22条第4項、第23条第4項、第23条第6項、第27条第2項、第28条第2項、第28条第6項、第35条第2項、第36条第3項、第44条第4項、第45条第3項及び第45条第5項の規定による文化財の指定又は解除の通知							
		(2) 条例第8条、第30条及び第40条の規定による文化財保存のための管理団体の指定							

		(3) 条例第14条、第24条、第26条、第30条、第33条及び第40条の規定による文化財の管理保存に関する勧告																		
		(4) 条例第16条及び第39条の規定による文化財現状変更の許可																		
		(5) 条例第18条、第25条、第30条及び第32条の規定による文化財公開の勧告																		
		(6) 条例第20条、第30条及び第40条の規定による文化財調査等の要求																		
		(7) 条例第41条及び第43条の規定による紀州犬及び日本鶏の登録・解除																		
		ア 審査会の開催																		
		イ 登録の決定																		
		ウ 登録の解除																		
		(8) 条例第19条ただし書の規定による「公開承認施設」の承認																		
		(9) 条例第49条の規定による報償金の決定・支給																		
		(10) 条例第50条の規定による文化財の譲与等																		
		2 法第184条の規定による重要文化財及び史跡名勝天然記念物の管理に関する許可・停止命令等																		
		3 法第184条の規定による埋蔵文化財の発掘に関する指示・勧告																		
		4 法第185条第2項の規定による重要文化財の管理者の指定																		
		5 法第102条第1項の規定による埋蔵物の鑑査																		
4	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関する事務	1 法第14条第1項の規定による登録																		
		2 法第15条第1項及び第2項の規定による登録証の交付及び再交付																		
		3 法第18条の2第1項の規定による承認																		
		4 法第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項の規定による都道府県公安委員会に対する通知																		

		5 三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則（平成12年三重県教育委員会規則第6号）第2条の規定による登録審査委員の任命																		
5	三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）の施行に関する事務	条例第6条の規定による社会教育委員の招集																		
6	三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年三重県条例第5号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知																		
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定																		
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定																		
		4 条例第7条の規定による告示																		
		5 条例第8条の規定による協定の締結																		
		6 条例第9条の規定による事業報告書の受理																		
		7 条例第10条の規定による業務状況の聴取等																		
		8 条例第11条第1項の規定による教育委員会による施設管理																		
		9 条例第11条第2項の規定による使用料の徴収																		
		10 条例第12条ただし書の規定による休業日の変更の承認																		
		11 条例第17条第2項の規定による利用料金の承認																		
		12 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除																		
7	三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知																		
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定																		
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定																		
		4 条例第8条の規定による告示																		
		5 条例第9条の規定による協定の締結																		

		6 条例第10条の規定による事業報告書の受理																		
		7 条例第11条の規定による業務状況の聴取等																		
		8 条例第12条第1項の規定による教育委員会による施設管理																		
		9 条例第12条第2項の規定による使用料の徴収																		
		10 条例第13条ただし書の規定による休業日の変更の承認																		
		11 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認																		
		12 条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除																		
8	体育、保健及び給食に係る教育研究に関する事務	1 研究推進校の決定																		
		2 研究事業受託地方公共団体の推薦																		
9	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の施行に関する事務（県立学校に係るもの。）	1 法第16条第1項の規定による契約の締結																		
		2 法第17条第4項の規定による徴収額の決定																		
		3 法第16条第2項の規定による給付金の請求																		
10	学校給食に関する事務	1 学校給食用小麦粉の取扱いについて（昭和46年文体給第103号文部省体育局長通知）に規定する学校給食用小麦粉取扱要領（以下この号において「要領」という。）に関する事務																		
		(1) 要領2の規定による需要量の審査及び買受量の承認																		
		(2) 要領7の(2)のイの(ア)の規定による供給価格の承認																		
		(3) 要領7の(2)のウの(イ)の規定による売買契約等の指示																		
		(4) 要領7の(2)のウの(ウ)の規定による加工工場の選定の承認																		
		2 米飯給食の実施について（昭和51年文体給第90号文部省体育局長通達）の別紙に規定する学校給食用米穀取扱要綱（以下この号において「要綱」という。）に関する事務																		

		(1) 要綱3及び4による需要量の確認及び買受量の承認																		
		(2) 要綱9の(2)のアによる供給価格の承認																		
		(3) 要綱10の(3)のイによる炊飯委託施設の選定の承認																		
		3 学校給食用牛乳供給事業の実施について（昭和39年文体給第265号、39畜A第5421号文部、農林両次官通達）に規定する学校給食用牛乳供給事業実施要綱（以下この号において「要綱」という。）に関する事務																		
		(1) 要綱第3の1、第3の2及び第4の1の規定による需要見込量等の知事との協議																		
		(2) 要綱第7の1の規定による供給価格の知事との協議																		
		(3) 要綱第8の規定による供給事業者の選定の知事との協議																		
		4 学校給食用脱脂粉乳の取扱いについて（昭和58年文体給第85号文部省体育局長通知。以下この号において「取扱」という。）に関する事務																		
		(1) 取扱2の規定による需要量の承認																		
		(2) 取扱5の(二)のアの規定による供給価格の承認																		
		5 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に関する事務																		
		(1) 学校給食の開設及び廃止の届出																		
11	都道府県立学校管理者賠償責任保険に関する事務	1 加入の決定																		
		2 事故の報告																		
		3 保険金の請求																		
12	三重県立学校の管理運営に関する規則（平成13年三重県教育委員会規則第8号）の施行に関する事務	1 規則第48条の規定による懲戒の報告																		
		2 規則第49条の規定による事故等の報告																		

13	旧三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則（昭和57年三重県教育委員会規則第18号）の施行に関する事務	1 規則第8条の規定による貸与の打ち切りの決定										
		2 規則第9条の規定による貸与の休止の決定										
		3 規則第15条の規定による返還の猶予の承認										
14	三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例（昭和57年三重県条例第32号）の施行に関する事務	条例第2条による返還債務の免除の承認										
15	旧三重県大学等進学資金貸付けに関する規則（平成7年三重県教育委員会規則第12号）の施行に関する事務	規則第10条の規定による返還の猶予の決定										

別表第2個別決裁事項（5）教職員研修に関する事務の表中「総括室長」を「次長」に、「室長」を「課長」に、「副室長」を「副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第8号

局 内 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程（平成14年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「本庁室」を「本庁課」に、「室」を「課」に、「プロジェクト」を「プロジェクトチーム」に改める。

第3条及び第4条中「本庁室」を「本庁課」に改める。

第5条第3項中「本庁室の室長（プロジェクトの推進監を含む。）」を「本庁課の課長（プロジェクトチームの担当課長を含む。）」に、「室長等」を「課長等」に改める。

第7条の見出し中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条中「教育総務室長」を「教育総務課長」に、「室長等」を「課長等」に改める。

第8条中（見出しを含む。）中「室長等」を「課長等」に改める。

第9条第1項中「本庁室」を「本庁課」に改め、同条第2項中「室長等」を「課長等」に改める。

第10条第1項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に、「本庁室」を「本庁課」に改め、同条第2項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「本庁室」を「本庁課」に改め、同条第2項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条第4項中「本庁室」を「本庁課」に、「教育総務室」を「教育総務課」に改める。

第16条中「本庁室」を「本庁課」に改める。

第20条第1項中「室長等」を「課長等」に改める。

第21条第4項中「室名等」を「課名等」に、「室等」を「課等」に改める。

第29条第1項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条第2項中「本庁室の室長」を「本庁課の課長」に、「教育総務室長」を「教育総務課長」に、「教育総務室」を「教育総務課」に改め、同条第3項中「本庁室」を「本庁課」に改め、同条第4項中「本庁室」を「本庁課」に、「教育総務室長」を「教育総務課長」に改め、同条第5項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改める。

第32条の2第1項中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改める。

第33条中「室長等」を「課長等」に改める。

第34条中「教育総務室長」を「教育総務課長」に改める。

第35条中「室長等」を「課長等」に、「教育総務室長」を「教育総務課長」に改める。

別表を削る。

第2号様式中「本庁室」を「本庁課」に改める。

第6号様式中「室長」を「課長」に改める。

第8号様式中「本庁室」を「本庁課」に改める。

第10号様式中「室長」を「課長」に、「グループリーダー」を「副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第9号

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第11条中「福利・給与室長」を「福利・給与課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第10号

三重県立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育支援分野総括室長」を「次長（教職員・施設担当）」に改める。

第14条中「県教育委員会事務局教育支援分野福利・給与室」を「県教育委員会事務局福利・給与課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教委訓第11号

三重県教育委員会事務局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「各室長、各推進監」を「各課長」に改め、同条第5号中「本庁各室」を「本庁各課」に、「各室等」を「各課等」に改める。

第5条第2項中「教育支援分野総括室長」を「次長（教職員・施設担当）」に改める。
第6条第1項中「本庁各室」を「本庁各課」に改める。
第9条第1項中「本庁各室」を「本庁各課」に改める。
第13条中「福利・給与室」を「福利・給与課」に改める。
第1号様式中「室」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

三 重 県 訓 令 第12号
三 重 県 議 会 訓 令 第 3 号
教 委 訓 第12号

庁 中 一 般
三 重 県 議 会 事 務 局
局 内 一 般

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬
三 重 県 議 会 議 長 山 本 教 和
三 重 県 教 育 委 員 会 教 育 長 真 伏 秀 樹

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程 昭和41年三重県警察本部訓令第6号
三重県人事委員会訓令第1号
三重県企業庁訓令第8号
三重県監査委員訓令第1号

の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

本則中「管財室長」を「管財課長」に改める。

第6条中「管財室」を「管財課」に改める。

第13条第3項中「財政・施設に関する事務を担当する総括室長、消防・保安室長」を「財政運営を担当する副部長、消防・保安課長」に改め、同条第4項中「別表第2」を「消防計画」に改める。

別表中「管財室施設保全グループ」を「管財課施設保全グループ」に、「管財室長」を「管財課長」に、「管財室管財グループ」を「管財課財産管理グループ」に改める。

別記様式中「総務部管財室長 様」を「総務部管財課長 宛て」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園の設置届を次のとおり受理しました。

平成24年 3月30日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
志摩市立志摩幼稚園	志摩市志摩町和具660番	平成24年 4月1日	片田幼稚園及び布施田幼稚園の2園を統合し、志摩幼稚園を設置するため。

お 知 ら せ

平成24年3月30日付け三重県公報甲外に教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「四時間」を「四時間等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「）又は四時間の勤務時間」を「）又は四時間等の勤務時間（前項に規定する勤務時間をいう。以下この条において同じ。）」に、「（四時間）」を「（四時間等）」に、「うち四時間」を「うち四時間等」に、「当該四時間」を「当該四時間等」に、「振替又は四時間」を「振替又は四時間等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第六条の規則で定める勤務時間は、四時間（県委員会が別に定める場合にあつては三時間四十五分）とする。

第十二条第十四号中「出産、子」の下に「（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、「三日」を「四日」に改め、同条中第三十三号を第三十四号とし、第二十二号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十一号中「九月」の下に「（県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月）」を加え、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事に出席するため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における義務教育終了前の子一人につき一日の範囲内の期間

第十四条第二項第二号中「第十二条第三十号」を「第十二条第三十二号」に改める。

第十五条第二項中「及び第十五号」を「第十五号及び第十六号」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に使用された改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第十四号の休暇については、改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第十四号の休暇として使用されたものとみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次の

よつに改正する。

第十一条の二第二項中「第十七条の二第二項」を「第十七条の四第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の三第一項」を「第十七条の十第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の二第三項及び第四項」を「第十七条の九第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「第十七条の三第二項」を「第十七条の十第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

8 条例第十七条の七第三項に規定する規則で定める調整点数は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附則第四項中「当該手当の額」を「当該特定職員の給料月額（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第十項の規定を適用しない額とする。）に対する定時制通信教育手当の額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年^{三重県人事委員会規則} 三重県教育委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号二中「いつ」の下に「。以下同じ」を、「職員」の下に「及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則} 三重県教育委員会規則 第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の項第三号中「学校教員法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を「(1) 学校教員法による専門職大学院専門職学位課程の修了
(2) 上記に相当する専門職大学院専門職学位課程の修了
及び県教育委員会と協議して定める非認定課程の資格」に改め、同項第四号中「職別」を「業別」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正

する。

第五条第二項第六号中「地方公共団体の職員」の下に「特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県告示第251号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成24年3月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

21	被災児童生徒就学援助事業補助金	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の就学機会の確保を支援する。	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者等に対して、市町又は一部事務組合が実施する学用品費等又は学校給食費等若しくは医療費の援助を行う事業に要する経費	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
22	被災幼児就園支援事業補助金	東日本大震災により被災し、就園困難な幼児の就園機会の確保を支援する。	東日本大震災により被災し、就園困難な園児に対して、市町又は一部事務組合が実施する入園料及び保育料の合計額を軽減する就園奨励事業に要する経費等	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
23	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業補助金	東日本大震災により被災し、特別支援学校等への就学が困難な幼児、児童又は生徒の就学機会の確保を支援する。	東日本大震災により被災し、特別支援学校等への就学が困難な幼児、児童又は生徒の保護者等に対して、市町又は一部事務組合が実施する特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に要する経費等	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成23年度分の補助金等から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社